

## 一般事業主が行うべきこと

改正女性活躍推進法（令和元年6月5日公布）等にもとづき、一般事業主が行うべきことは以下のとおり

### 【常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主】

改正前	改正後	施行日
<p>(1)～(4)の取組が<b>義務</b></p> <p>(1) 自社の女性活躍に関する状況把握、課題分析</p> <p>(2) 1つ以上の<b>数値目標</b>を定めた行動計画の策定、社内周知、公表</p> <p>(3) 行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届け出</p> <p>(4) 女性の活躍に関する<b>1項目以上の情報公表</b></p>	<p>左記の(2)行動計画の策定について</p> <p>① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供</p> <p>② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備</p> <p><u>それぞれ1項目以上(計2項目以上)を選択し、数値目標を定めた行動計画を策定する必要があります(義務)</u></p>	令和2年 4月1日
<p>(1)～(4)の取組が<b>義務</b></p> <p>(1) 自社の女性活躍に関する状況把握、課題分析</p> <p>(2) 1つ以上の<b>数値目標</b>を定めた行動計画の策定、社内周知、公表</p> <p>(3) 行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届け出</p> <p>(4) 女性の活躍に関する<b>1項目以上の情報公表</b></p>	<p>左記の(4)情報公表について</p> <p>① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供</p> <p>② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備</p> <p><u>それぞれ1項目以上を選択して、2項目以上情報公表する必要があります(義務)</u></p>	令和2年 6月1日

### 【常時雇用する労働者の数が101人以上300人以下の事業主】

改正前	改正後	施行日
<p>(1)～(4)の取組が<b>努力義務</b></p> <p>(1) 自社の女性活躍に関する状況把握、課題分析</p> <p>(2) 1つ以上の<b>数値目標</b>を定めた行動計画の策定、社内周知、公表</p> <p>(3) 行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届け出</p> <p>(4) 女性の活躍に関する<b>1項目以上の情報公表</b></p>	<p>左記(1)～(4)の取組が<b>義務</b></p>	令和4年 4月1日